

平成 22 年度・税制改正

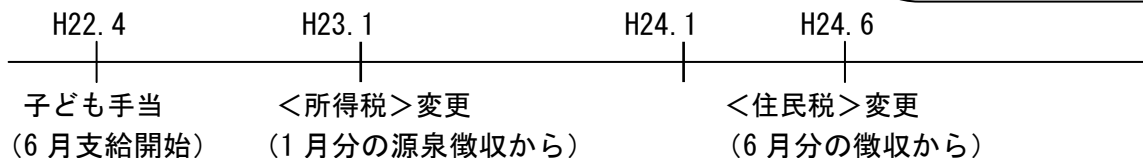
★ News 『扶養控除』の改正適用は平成 23 年分から

平成 22 年度税制改正『所得税法等の一部を改正する法律』『租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律』は平成 22 年 3 月 24 日に可決・成立、4 月 1 日施行されました。

(田中会計事務所ニュース 1 月号・4 月号既報)

扶養控除の見直しについては、既に税務署から「源泉所得税の改正のあらまし」が送付されて来ていますが、この改正は平成 23 年分以後の所得税(給与等に対する源泉所得税は、平成 23 年 1 月 1 日以後支払うべき給与)から適用されます。

【扶養控除(年少)の廃止】 【特定扶養控除の縮減】



■ 法律ができるまで

- ・ 原案作成…所管各省庁
- ・ 内閣法制局での審査
- ・ 閣議決定→国会提出
- ・ 国会審議 委員会→本会議
- ・ 成立…衆参両院で可決
- ・ 公布(国民に知らせる)
- ↓ 施行(効力の発動・作用)
- ※ 施行日や適用開始は通常法律の附則等で定める。

★ News 『定期健康診断』項目の省略基準改正



『労働安全衛生法』で、事業者には、常時使用する労働者に 1 年以内ごとに 1 回、定期に、「定期健康診断の項目」につき健康診断を行うことが義務付けられています。但し「医師が必要でないと認めるとき」は省略できるものも多く、平成 22 年 4 月 1 日からは胸部 X 線検査の対象者が改正されました。

【定期健康診断の項目】

- ① 既往症及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長*、体重、腹囲*、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部 X 線検査* 及び喀痰検査*
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ (貧血検査*) 血色素量及び赤血球数の検査
- ⑦ (肝機能検査*) GOT、GPT、γ-GTP 検査
- ⑧ (血中脂質検査*) LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセラド検査
- ⑨ 血糖検査*
- ⑩ (尿検査) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- ⑪ 心電図検査*

* 印は、年齢や BMI 等が要件に該当し、医師が必要でないと認めるときは省略できる。

■ 胸部 X 線検査の対象者の見直し

1. 40 歳以上 … 全員実施
2. 40 歳未満 … 次の①～③以外の人で、医師が必要でないと認めるとき省略できる。
 - ① 5 歳毎の節目年齢 (20 歳・25 歳・30 歳・35 歳)
 - ② 感染症法で結核の定期健診対象施設で働く人
 - ③ じん肺法の検査対象となっている人

○ 6 月から、個人住民税額が変わりますので、ご注意下さい。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9
田中会計事務所 税理士 田中育雄
TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanaka-kaikei.co.jp/>